

○令和8年度上三川町会計年度任用職員（養育支援訪問事業訪問支援員）募集要項

1 採用予定人員、資格要件、業務内容

身分	募集人数	資格要件	業務内容
保健福祉業務嘱託員	1人	保育士	養育支援訪問事業に関する業務 ・子育てに関する相談・指導・助言等

2 勤務条件

(1) 任期 令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

※採用後1ヶ月は条件付き採用期間となります。

※勤務成績が良好な場合は、その後再度任用する場合があります。

※採用については、令和8年度予算成立を前提に行っております。

今後の予算成立状況等によっては、勤務条件等が変更される場合が

あります。

(2) 勤務時間 事業実施日 ※訪問の必要性があると判断した時のみの勤務になります。

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分までの間

(うち4時間勤務)

(3) 報酬 ① 報酬額 時給 1,270円 ※1年目の報酬額

② 通勤手当 町の規定に基づき支給します。(通勤距離2km以上で支給します。)

(4) 服務 一般職員に準じます。

3 欠格条項

次の各号に該当する方は、訪問支援員となること又は選考を受けることができません。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉

に関する法律（児童福祉施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

4 受付期間 令和8年2月20日（金曜日）まで

午前8時30分から午後5時（土日祝を除く）

5 受付場所 上三川町役場2階 子ども家庭課窓口（相談支援係）

6 提出書類

(1) 履歴書（前3か月以内の撮影、脱帽、半身縦4cm×横3cmの写真貼付）

(2) 保育士証の写し

※ 提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

7 選考方法 書類審査のほか、個別に面接を行います。

※ 面接の日程は、応募締め切り後、改めてご連絡いたします。

問い合わせ先：上三川町役場 子ども家庭課 相談支援係

TEL：0285-56-9137

FAX：0285-56-6868